

監査公表第9号（令和4年6月10日、県公報第305号登載）

令和3年5月26日から令和3年10月11日実施 公営企業定期監査結果に基づく措置通知
（令和3年度）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した病院事業、流域
下水道事業、電気事業、工業用水道事業及び工業用地造成事業の定期監査の結果（令和4
年2月14日3監総第596号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条
第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年6月10日

福岡県監査委員	藤	山	泰	三
同	世	利	洋	介
同	森		行	一
同	大	橋	克	己

福岡県監査委員 藤 山 泰 三 殿
同 世 利 洋 介 殿
同 森 行 一 殿
同 大 橋 克 己 殿

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和4年2月14日3監総第596号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
建築都市部 下水道課 (流域下水道事業 会計)	福岡県流域下水道事業公 営企業会計システム運用保 守業務委託契約について、本 県以外の地方公共団体又は 国が発行した過去2年間の 履行証明書により契約保証 金を免除すべきところ、平成 30年度に提出された履行証 明書のコピーにより契約保 証金を免除していた。	所属長は、職員に対して、契約保証金 に係る規定を再確認させるとともに、内 部統制に係るリスク対応シートに再発 防止策の内容を記載することで、適正な 事務の執行について指導した。 具体的には、契約保証金の手続の際に は、会計事務チェックシートを用いて確 認すること及び起案文書にその結果を 添付させ決裁の際に上司が確認するこ とを徹底し、再発防止を図ることとし た。 さらに、建築都市総務課長及び下水道 課長の連名で、部内の各所属及び流域下 水道事業の関係各所属に対して、本件に 係る通知文を発出し、適正な事務の執行 について指導の徹底を図った。

福岡県監査委員 藤山泰三殿
同 世利洋介殿
同 森行一殿
同 大橋克己殿

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和4年2月14日3監総第596号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
県土整備部 (流域下水道事業 会計)	下水道空気弁補修点検工 事において、予定価格算定 のため徴した参考見積書に ついて、一社の見積が県の 指示と異なる積算をし誤っ ており、修正させるべきと ころ、これを行わず予定価 格を算出し、積算が過大と なっていた。	所属長は、職員に対して、今回の監査 結果を踏まえて改定した工事設計書チ ェックシートを用いて、参考見積書が県 の指示のとおりで作成されているか確 認の徹底を指示し、再発防止を図ること とした。 また、下水道課から、流域下水道事業 の関係各所属に対して、チェックシート の改定を通知し、再発防止の徹底を図っ た。 さらに、建築都市総務課長及び下水道 課長の連名で、部内の各所属及び流域下 水道事業の関係各所属に対して、本件に 係る通知文を発出し、適正な事務の執行 について指導の徹底を図った。

福岡県監査委員 藤山泰三殿
同 世利洋介殿
同 森行一殿
同 大橋克己殿

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和4年2月14日3監総第596号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
建築都市部 (流域下水道事業 会計)	流域下水道事業会計では、令和2年度からの公営企業会計適用に伴い、企業債の元金償還金と利子償還金を別の款で予算措置しており、流用ができなくなったにもかかわらず、これを認識しておらず、第1款「資本的支出」第2項「企業債償還金」において支出超過が生じた。	建築都市総務課長及び下水道課長は、新たに予算執行管理表を作成し共有することで予算超過がないことを相互に確認するとともに、令和4年2月に担当係長及び担当者に対し、公営企業会計の予算制度についての研修を実施した。令和4年度以降においても、流域下水道事業に関わる出先機関等の職員も含めて、研修を実施することとした。 さらに、公営企業会計システムを改修し、予算超過を防止する機能を持たせた。